別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
医院	一棟	八女市本町二九七
土蔵	一棟	八女市本町九二―一
土蔵	一棟	八女市本町九二―一
主屋	一棟	八女市本町三五二―二
主屋北	一棟	八女市本町一六七
主屋南	一棟	八女市本町一六八

○文部科学省告示第百八十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵	一棟	大田市温泉津町ロ一六二
土蔵	一棟	大田市温泉津町ロ一六二

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	篠山市河原町五六
離れ	一棟	篠山市河原町五六
土蔵	一棟	篠山市河原町五六

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　日田市豆田町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
長屋	一棟	日田市豆田町一二三―一〇
長屋	一棟	日田市豆田町一二三―三
長屋	一棟	日田市豆田町八八―三
主屋	一棟	日田市豆田町一一〇

○文部科学省告示第百八十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
離れ	一棟	与謝野町字加悦一一〇〇

別表七に、次の表に掲げるものを追加する。

別表七　嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	嬉野市塩田町大字馬場下甲七三六―四

○文部科学省告示第百八十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
付属屋	一棟	宇陀市大字陀出新一八三六―一
主屋	一棟	宇陀市大字陀下中二二四四―一
付属屋	一棟	宇陀市大字陀下中二二四四―一
付属屋	一棟	宇陀市大字陀拾生二三二二―一

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
寺社	一棟	鹿島市浜町字庄津甲四三三六―二

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	鹿島市浜町字南平松乙二六八一